

平成27年度行政評価 評価票

NO	件名	所管部課
9	清瀬市ダイオキシン類等環境保全審議会	水と緑の環境課

設置条例等	清瀬市ダイオキシン類等規制条例			根拠法令等	なし			
委員会の設置目的	廃棄物の焼却を減らし、資源循環型社会を目指すとともに焼却に伴い発生するダイオキシン類及びばいじんの排出を規制することにより、きれいな空気を確保し、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。					設置年度	11 年度	
開催頻度	0回		平成26年度開催回数	0 回	平成26年度事業費	0 千円		
委員数	0 人	委員の職業等			報酬	月		円

第一次評価(個別評価)						
必要性	より上位の施策目的を達成するため、委員会の設置が必要であるか					1 点
	・委員会の設置が必要である			3 点		
	・委員会の設置が望ましい			2 点		
	・委員会の設置は必要でない			1 点		
有効性	委員会運営によって、期待されている本来の効果を得られているか					1 点
	・期待以上の効果を得られている			3 点		
	・期待通りの効果を得られている			2 点		
	・期待通りの効果を得られていない			1 点		
効率性	委員会運営に係る予算的・時間的コストを踏まえ、費用対効果は高いか					1 点
	・費用対効果は非常に高い			3 点		
	・費用対効果は高い			2 点		
	・費用対効果は低い			1 点		
代替性	他の委員会での代替は可能であるか					1 点
	・代替不可能である			3 点		
	・一部代替可能である			2 点		
	・代替可能である			1 点		

第一次評価(所管課評価)	
小型焼却炉や野焼きが条例により禁止されたことにより、ダイオキシン類による汚染は劇的に解消されたため、現在は調査審議する事項がない。なお、今後ダイオキシン類による汚染問題が発生した場合は、環境審議会で審議する。	

第二次評価	
廃止	本審議会を廃止し、今後ダイオキシン対策について審議案件が発生した際は、清瀬市環境審議会にて審議することとする。